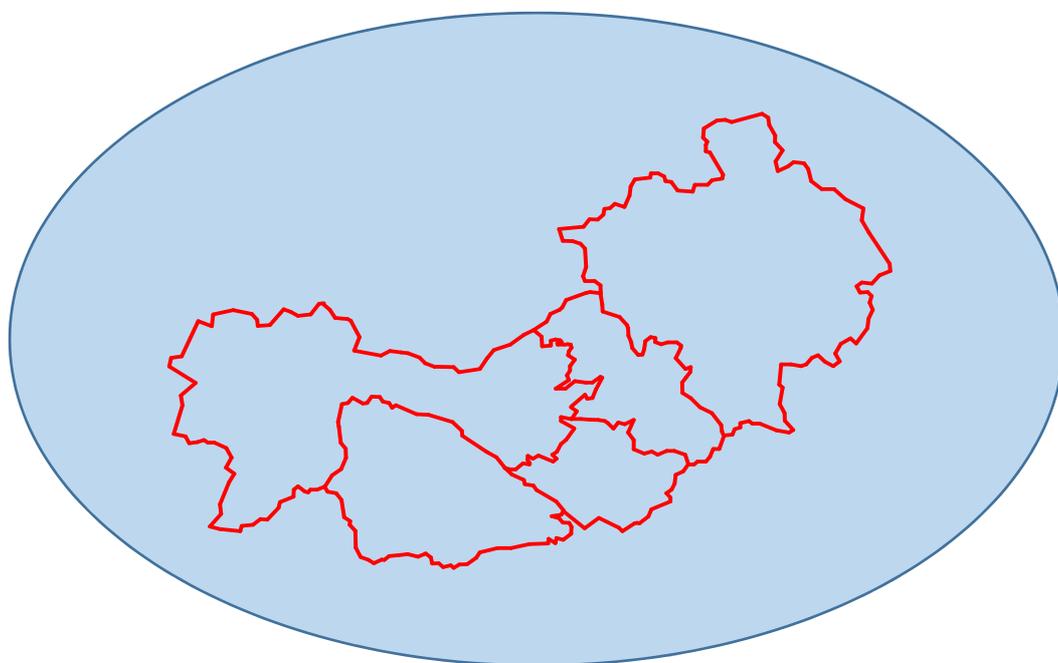

奥州市合併検証報告書【資料編】



令和3年9月

奥州市



【目 次】

i	合併協定項目の調整状況	1
ii	新市建設計画整備基金を活用した事業（全体）	32
iii	新市建設計画における財政計画と決算額の比較 （乖離額と要因分析）	55
iv	市民アンケート調査の結果（全体）	64
v	総合計画審議会委員からの合併検証に関する意見等	113

i 合併協定項目の調整状況

合併協定項目は、自治法に基づく基本的協定項目、合併特例法に規定されている協定項目、その他合併に必要な協定項目として、25項目設定し、合併協議会における協議により、それぞれ図表1のとおり決定しました。表中「協定内容」は各協定項目の調整方針、「実施、適用状況等」は取扱いや実施内容を補足記載しています。

【図表1】合併協定項目の一覧とその調整状況

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
1	合併の方式	1	水沢市、江刺市、胆沢郡前沢町、同郡胆沢町及び同郡衣川村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。	協定どおり合併時に実施
2	合併の期日	1	合併の期日は、平成18年2月20日とする。	協定どおり実施
3	新市の名称	1	新市の名称は、「奥州市」（おうしゅうし）とする。	協定どおり合併時に実施
4	新市の事務所の位置	1	新市の事務所の位置は、水沢市大手町一丁目1番地（現在の水沢市役所）とし、現在の水沢市役所、江刺市役所、前沢町役場、胆沢町役場及び衣川村役場の庁舎の位置に総合支所を置く。	協定どおり合併時に実施
5	財産の取扱い	1	5市町村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐ。ただし、基金については、財政調整基金と減債基金を合わせ平成16年度標準財政規模の10%を持ち寄ることを基本とする。	協定どおり合併時に実施
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	1	地方自治法第91条第1項に定める新市の議会議員の定数は、34人とする。 ただし、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項に規定する議会議員の定数に関する特例を適用し、41人とする。	旧市町村議会議員は旧市町村の廃止と同時に失職 合併後最初の選挙（平成18年3月19日執行）において協定どおり適用 合併特例適用終了となった平成22年3月14日執行の選挙における議員定数34人 平成26年3月9日執行の選挙から議員定数28人（現行）

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
6	議会議員の定数及び任期の取扱い（続き）	2	新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、合併前の関係市町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、水沢市17人、江刺市10人、前沢町5人、胆沢町6人、衣川村3人とする。	合併後最初の選挙（平成18年3月19日執行）において協定どおり適用 合併特例適用終了後に執行した選挙（平成22年3月14日）以降の選挙区は市全域
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	1	新市に1つの農業委員会を置き、5市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。	協定どおり合併時に実施
		2	在任特例期間終了後の新市の農業委員会の選挙による委員の定数等については、次のとおりとする。	協定どおり合併時に実施
			①選挙による委員の定数は、40人とする。	農業委員会法改正（平成28年4月1日施行）により次のとおり制度変更
			②選挙区は、合併前の市町村を単位とし、その定数は、水沢市9人、江刺市14人、前沢町5人、胆沢町9人、衣川村3人とする。	①農業委員の他に農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を新設 ②選挙と市町村長の選任（議会・団体推薦）の併用による選任から、推薦と公募による市町村長の任命制（議会同意要件あり）に変更 法改正に伴い、当市では平成30年2月5日より旧市町村単位の選挙区制を廃止、農業委員定数を24人、農地利用最適化推進委員定数を40人に設定

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（続き）	3	新市の農業委員会の選任による委員の定数については、各農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員を各1人、議会が推薦した者を4人とする。	協定どおり合併時に実施 農業委員会法改正（平成28年4月1日施行）により議会及び団体からの選任制を廃止
		4	在任特例期間終了後の新市の農業委員会に農業委員協力員（仮称）を置くことができるものとする。	協定を前倒し合併時に実施 平成18年2月20日「奥州市農業委員会規則」を制定し、協力員の設置について規定 法改正に伴う規則改正（平成30年7月20日施行）により廃止
8	地方税の取扱い	1	地方税については、5市町村で取扱いが同じものは、現行のとおりとし、差異のあるものは、次のとおりとする。	協定どおり合併時に実施
			(1) 個人住民税については、納期を前沢町の例により合併時に統一する。ただし、第1期の納期を6月1日から6月30日までとする。	協定どおり合併時に実施
			(2) 法人住民税については、平成20年度までは不均一課税とし、平成21年度に統一する。	協定どおり合併後に実施 平成21年度から均一課税
			(3) 固定資産税については、合併時は不均一課税とし、平成21年度評価替えを目途に統一する。なお、納期は、前沢町及び衣川村の例により合併時に統一し、減免規定は、水沢市及び江刺市の例により合併時に統一する。	協定どおり合併後に実施 平成21年度から均一課税
			(4) 軽自動車税については、納期を水沢市及び胆沢町の例により合併時に統一し、減免規定を水沢市、江刺市、胆沢町及び衣川村の例により合併時に統一する。なお、標識弁償金は、水沢市の例により合併時に統一する。	協定どおり合併時に実施
			(5) 入湯税については、税率を胆沢町の例により合併時に統一し、非課税規定を水沢市の例により合併時に統一する。	協定どおり合併時に実施

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
8	地方税の取扱い（続き）	1	(6) 国民健康保険税については、平成20年度までは不均一課税とし、平成21年度を目途に統一する。なお、納期は、水沢市及び江刺市の例により合併時に統一する。ただし、第6期の納期を12月1日から12月31日までとする。	協定どおり合併後に実施 平成21年度から均一課税 激変緩和のため平成22年度まで経過措置を実施し、平成23年度から完全統一
9	地域自治組織の取扱い	1	合併前の水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町及び衣川村の各区域に、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項の規定に基づき、「地域自治区」を置く。	協定どおり合併時に実施
			なお、地域自治区の設置に関し必要な事項については、別紙「地域自治区の設置に関する協議書」に定めるとおりとする。	「地域自治区の設置に関する協議書」において当初地域自治区の設置は平成28年3月31日までとしていたが、議員発議により平成30年3月31日まで2年間延長し、平成29年度末で廃止
10	一般職の職員の身分の取扱い	1	一般職の職員については、全て新市の職員として引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
		2	職員数については、合併後に定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。	協定どおり合併後に実施 平成18年度奥州市定員適正化計画を策定 令和2年度から後継計画となる奥州市定員管理計画を適用
		3	職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一する。	協定どおり合併時に実施
		4	給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、合併後に統一する。	協定を前倒し合併時に統一 旧市町村間格差について段階的に統一し、平成24年1月に統一完了
11	特別職の職員の身分の取扱い	1	特別職の職員については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合については、合併後新たに設置する。	協定どおり実施 法令等に定めのない特別職の設置状況 ・各区自治区長（H18～H21） ・米里財産区管理委員

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
12	条例、規則等の取扱い	1	条例、規則等の制定については、合併協議会で協議、承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。	協定どおり合併時に実施
			(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの	合併以降順次制定、施行
			(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの	
13	事務組織及び機構の取扱い	1	新市の事務組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮するとともに、5市町村の庁舎と付属施設を合理的に活用することを前提に、次のことを基本として整備する。	協定どおり合併時に実施 合併以降、基本方針をもとに順次組織を再編
			(1) 市民に分かりやすく、利用しやすい組織及び機構	合併以降本庁舎に本庁機能を集約していたが、平成27年度より教育委員会事務局、協働まちづくり部を江刺総合支所に配置
			(2) 市民の声を適正に反映できる組織及び機構	平成20年9月より水道部を胆沢総合支所に配置
			(3) 簡素で効率的な組織及び機構	平成31年3月より都市整備部、上下水道部を江刺総合支所に配置
			(4) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織及び機構	平成31年度より各総合支所の課を廃止しグループ制を導入
			(5) 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織及び機構	
14	一部事務組合*等の取扱い	1	一部事務組合等については、次のとおりとする。	
			(1) 5市町村が構成団体となっている胆江地区広域行政組合及び岩手県市町村総合事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。	協定どおり合併時に実施 平成20年4月1日に胆江地区広域行政組合、胆江地区消防組合、胆江広域水道企業団を統合し「奥州金ヶ崎行政事務組合」を発足

※一部事務組合…複数の地方自治体が行政サービスの一部を共同で行うことを目的に設置する行政機関。地方自治法第284条第2項に規定

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
14	一部事務組合等の取扱い(続き)	1	(2) 4市町村(水沢市、前沢町、胆沢町及び衣川村)が構成団体となっている胆沢地区消防組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加える。なお、江刺市消防本部は、新市設置と同時に胆沢地区消防組合に統合する方向で組合と調整する。	協定どおり合併時に実施 平成18年2月20日に胆沢地区消防組合と江刺市消防本部が統合し「胆江地区消防組合」を発足 平成20年4月1日、胆江地区広域行政組合、胆江地区消防組合、胆江広域水道企業団の統合による「奥州金ヶ崎行政事務組合」発足に伴い、同組合傘下の「奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部」となる。
			(3) 前沢町が構成団体となっている東稲産業開発組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加える。	協定どおり合併時に実施 東稲産業開発組合は平成22年3月31日解散
			(4) 水沢市が構成団体となっている岩手県競馬組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加える。	協定どおり合併時に実施
			(5) 3町村(前沢町、胆沢町及び衣川村)が構成団体となっている岩手県自治会館管理組合については、合併の前日をもって脱退する。	協定どおり合併時に実施
			(6) 4市町(水沢市、江刺市、前沢町及び胆沢町)が構成団体となっている胆江広域水道企業団については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加える。	協定どおり合併時に実施 平成20年4月1日に胆江地区広域行政組合、胆江地区消防組合、胆江広域水道企業団を統合し「奥州金ヶ崎行政事務組合」を発足
			(7) 4市町(水沢市、江刺市、前沢町及び胆沢町)が構成団体となっている北上中部地方拠点都市地域推進協議会は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加える。	協定どおり合併時に実施 平成25年7月臨時総会において解散 趣旨等については定住自立圏構想に引き継ぎ
			(8) 5市町村が構成団体となっている岩手県南第一地域視聴覚教育協議会については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加える。	協定どおり合併時に実施

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
14	一部事務組合等の取扱い(続き)	1	(9) 5市町村が岩手県に委託している公平委員会の事務は、新市として岩手県に委託する。	協定どおり合併時に実施
15	使用料、手数料等の取扱い	1	使用料については、当分の間、原則として現行のとおりとするが、類似の施設使用料等は、可能な限り合併時に統一する。	協定どおり合併時に統一 合併時に統一できなかった使用料は合併後に統一
		2	手数料については、負担の公平の原則から、適正な料金のあり方等について検討し、統一に努める。	協定どおり合併時に統一
16	公共的団体等の取扱い	1	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整する。	合併以降団体の意向等を尊重しながら統合等調整 一部団体は従来どおり運営
			(1) 各市町村共通の団体については、次のとおりとする。	
			①新市との一体性を保つため、合併時に統合したほうがよい団体は、可能な限り合併時に統合できるよう調整に努める。	
			②国及び県の指導等に基づき設置された団体は、関係機関との協議に基づき、そのあり方を調整する。	協定どおり合併時に実施
			③統合に時間を要する団体は、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。	
			(2) 各市町村独自の団体については、原則として現行のとおりとする。	
(3) 公社及び第3セクターのうち統合可能なものについては、新市との一体性を保つため、可能な限り合併時に統合できるよう調整に努める。ただし、統合に時間を要する場合は、将来に向けて統合が進められるよう調整に努める。	協定どおり合併時に実施 合併時に土地開発公社を統合し「奥州市土地開発公社」に再編、平成24年度解散 農業関連公社は従来どおり運営し、「社団法人水沢農業公社」は平成25年5月31日解散 第3セクターは従来どおり運営し、一部は解散整理			

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等	
17	補助金、交付金等の取扱い	1	補助金、交付金等については、事業の目的、効果等を考慮し、廃止等整理統合を含めた調整を図る。ただし、5市町村に共通の補助金、交付金等については、統一の方向で調整する。	合併以降、行財政改革と並行し段階的に整理統合	
18	町、字の区域及び名称の取扱い	1	町、字の区域及び名称については、次のとおりとする。	協定どおり合併時に実施	
			(1) 町、字の区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
19	慣行の取扱い	1	(2) 町、字の名称については、新市の名称の後にそれぞれ「水沢区」、「江刺区」、「前沢区」、「胆沢区」、「衣川区」を付し、字名は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施 地域自治区の廃止に伴い平成30年4月より「区」表記を廃止	
			市章については、合併時に制定し、市民憲章、市の花、鳥、木及び市民歌は、合併後に定める。	協定どおり合併時、合併後に実施 市章は協定どおり合併時に制定 市民憲章、市の花「サクラ」、鳥「キジ」、木「モミジ」、市民歌は平成19年2月20日制定	
			2	都市宣言については、合併後に定める。	協定どおり合併後に実施 平成19年3月29日「非核平和都市宣言」
			3	表彰制度については、5市町村の現行制度に準拠し、合併後に制定する。	協定を前倒し合併時に一部実施 合併までに調整済の表彰制度は合併時に制定、以降順次表彰制度を制定、施行
20	国民健康保険事業の取扱い	1	4	名誉市民及び名誉町民については、新市に継承する。	協定どおり合併時に実施
			国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、5市町村で差異のあるものは、合併時に統一し、差異のないものは、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施	

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
21	介護保険事業の取扱い	1	介護保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、5市町村で差異のあるものは、合併時に統一し、差異のないものは、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
		2	第3期市町村介護保険事業計画については、合併前の市町村で計画を作成し、合併時に統一する。	協定どおり合併時に実施
		3	第1号被保険者に係る介護保険料については、合併後平成20年度までは不均一賦課とし、平成21年度を目途に統一する。	協定どおり合併後に実施 平成21年度から均一賦課 激変緩和のため平成22年度まで経過措置
		4	直営の介護保険事業所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
22	消防団の取扱い		消防団については、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、指揮命令系統を明確にし、迅速な対応ができるよう次のとおり調整する。	
		1	(1) 消防団員については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
		1	(2) 消防団の組織については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併前の5市町村の消防団を統括する連合消防団長を置く。ただし、5つの消防団は、平成20年度を目途に統合し、新たな消防団組織に再編する。	協定どおり合併時に実施 平成22年4月1日に消防団を統合 令和3年5月時点で消防団本部、36分団を設置
	1	(3) 現有機械器具及び施設については、すべて新市に引き継ぎ、合併後の整備は、新市において調整する。	協定どおり合併時に実施 合併以降機械器具及び施設を整備	
23	行政区の取扱い	1	行政区の区域及び名称については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
		2	行政区長の業務内容等については、合併時に統一する。	協定どおり合併時に実施

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
24	各種事務事業の取扱い			
	24-1 男女共同参画事業	1	男女共同参画事業については、男女共同参画社会の実現に向けて、合併後に男女共同参画計画を策定し、事業の推進に努める。なお、条例については、合併後速やかに制定する。	協定どおり合併後に実施 平成18年度「奥州市男女共同参画推進条例」制定 平成19年度「奥州市男女共同参画計画」を策定、平成29年度に見直し
	24-2 姉妹都市、友好都市事業	1	姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぎ、交流内容は、合併後に調整する。	協定どおり合併時に実施 姉妹都市交流実行委員会において交流内容を検討し実施
	24-3 電算システム	1	電算システムについては、システム導入計画を策定のうえ、住民サービスに支障をきたさないよう統合し、ネットワークにより運用する。	協定どおり合併時に実施
	24-4 住民活動事業	1	住民活動事業については、地域住民の自発的な地域づくり活動を推進するため、次のとおり調整する。	
(1) 水沢市及び江刺市で設置している地区センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。			協定どおり合併時に実施 平成24年4月市内30地区に地区センターを設置	
(2) 地域づくり団体及び自主活動グループ（NPO等）の活動支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。			協定どおり合併時に実施 地域づくり推進事業、市民公益活動団体支援事業等により団体による地域活動への支援を実施	
			(3) 自治会組織に対する支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。	協定どおり合併時に実施 地域運営交付金等により自治組織の運営及び活動を支援
	24-5 納税関係事業	1	納税関係事業については、新市において納税意識の高揚を図るため、次のとおり調整する。	

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
24-5 納税関係事業 (続き)		1	(1) 徴収員制度等については、合併時に調整する。	協定どおり合併時に実施 平成18年に「奥州市市税徴収員設置規則」を制定し、本庁及び各総合支所税務分室にそれぞれ市税徴収員を配置 平成23年度末に税務分室を廃止し徴収業務を本庁に集約
			(2) 納税貯蓄組合連合会については、合併時の統合に向けて調整に努める。	協定どおり合併時に実施 納税貯蓄組合は令和2年度末で廃止
			(3) 納税貯蓄組合連合会及び単位組合の補助制度については、合併時に調整する。	協定どおり合併時に実施 納税貯蓄組合の廃止に伴い、令和2年度末で補助制度廃止
			(4) 前納報奨金制度については、合併時に廃止する。	協定どおり合併時に廃止
24-6 防災、防犯関係事業		1	地域防災計画及び水防計画については、合併後直ちに策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、5市町村の計画を引き継ぎ、運用する。	協定どおり合併後に実施 平成19年3月に「奥州市地域防災計画」「奥州市水防計画」「国民保護計画」を策定 平成26年3月に「奥州市災害時要援護者避難支援計画」を策定 令和2年3月に同計画を見直し「奥州市避難行動要支援者避難支援計画」を策定
		2	災害対策本部については、上記計画策定に伴い、合併後直ちに整備する。 なお、計画策定までの暫定的な防災体制は、合併時に整備する。	協定を前倒し合併時に実施 平成18年2月に「奥州市災害対策本部条例」及び「奥州市防災会議条例」を制定

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
24-6 防災、防犯関係事業（続き）		3	防災行政無線については、次のとおりとする。	
			①固定系（同報系）防災行政無線は、合併後に整備する。	導入を検討したところ、市全域をカバーするためには、高額な導入費用と維持管理費用が必要であり、費用対効果を考慮し、固定系（同報系）防災行政無線の整備を見送り、代替として緊急告知ラジオを導入し2,400台を配布した。
			②移動系防災行政無線は、統一的運用が図られるよう合併時に調整する。	合併時の調整に向けて運用方法を検討し平成24年から28年にかけて整備・デジタル化 基地局 2局、移動局 145局
		4	災害時の相互応援協定については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。	協定どおり合併時に実施 令和3年5月現在52協定
		5	交通指導員については、次のとおりとする。	
			①交通指導員は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、任期等は、合併時に調整する。	協定どおり合併時に実施
			②交通指導隊の組織は、合併時に再編する。	協定どおり合併時に実施 「奥州市交通指導隊」に再編
		6	交通安全計画については、合併後に策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、5市町村の計画を引き継ぎ、運用する。	協定どおり合併後に実施 平成18年度に「奥州市交通安全計画」を策定、5年間の計画期間とし、以降計画の見直しを実施
		7	防犯事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、関係機関、団体と連携を図りながら、安全、安心のまちづくりを推進する。	協定どおり合併時に実施 平成18年度に「奥州市防犯協会」を設置

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
	24-7 地域交通関係事業	1	コミュニティバス等に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、運行経路、運行方法、運賃等は、住民の利便性及び効率性を考慮し、合併後に調整する。	協定どおり合併時に実施 平成23年2月に「奥州市バス交通計画」を策定、5年間の計画期間とし、以降計画の見直しを実施 計画に基づき運転体系や運行方法等について随時見直しを実施
		2	地方路線バスの維持に関する事業については、住民の交通手段確保のため現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
	24-8 保健事業	1	保健事業については、サービスの均一化や負担の公平に留意し、5市町村で差異のあるものは合併時に統一し、差異のないものは、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
		2	保健センター等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
		3	健康づくり推進協議会については、合併後に設置する。	協定を前倒し合併時に実施 平成18年2月20日に「奥州市健康づくり推進協議会設置要綱」を制定
		4	保健推進員活動事業等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。	協定を前倒し合併時に実施 平成18年2月20日に「奥州市保健指導員設置規則」を制定 平成27年4月1日に「奥州市食生活改善推進員協議会規約」を改正、協議会を1本化 保健推進員活動事業は平成25年度で終了
		5	母子保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、実施方法等は、合併後に調整する。	協定どおり合併時に実施 平成18年度から統一して実施
		6	予防接種事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、実施方法等は、合併後に調整する。	協定どおり合併時に実施 平成18年度から統一して実施

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
24-8 保健事業（続き）		7	歯科保健事業については、合併後に調整する。	協定どおり合併後に実施 平成18年度から統一して実施
		8	成人保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、実施方法等は、合併後に調整する。また、検診の個人負担については、医療保険の負担割合を基本とし合併後に調整する。	協定どおり合併時に実施 胃がん検診、大腸がん検診については、平成18年度から統一して実施 子宮がん検診、肺がん検診については、平成19年度から統一して実施 乳がん検診は、マンモグラフィ併用で平成19年度から実施 自己負担金は、医療保険の負担割合を基本とし次のとおり設定 ・胃がん検診 1,500円 ・肺がん検診 500円 ・大腸がん検診 500円 ・乳がん検診 1,500円 ・子宮がん検診1,500円
		9	老人保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、実施方法等は、合併後に調整する。	協定どおり合併時に実施 健康相談について、平成20年度まで調整を行い、統一せずに継続実施 介護予防事業については、平成21年度まで協議を行ったが、統一困難であることから、介護保険事業に再編 機能訓練事業については、協議の結果、事業廃止
		10	基本健康診査については、対象者を胆沢町の例により合併時に統一する。また、個人負担額については、医療保険の負担割合を基本とし合併後に調整する。	協定どおり合併時に実施 制度改正に伴い平成20年から特定健康診査、長寿健康診査、一般健康診査として実施

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
	24-8 保健事業（続き）	10		自己負担金は、医療保険の負担割合を基本とし、特定健康診査料を次のとおり設定 40～69歳は2,000円 70歳以上は1,000円 長寿健康診査は1,000円 一般健康診査は2,000円
		11	精神保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、実施方法等は、合併後に調整する。	協定を前倒し合併時から実施
	24-9 病院、診療所	1	病院、診療所については、各施設とも現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
	24-10 障害者福祉事業	1	障害者福祉事業については、サービスの均一化や負担の公平に留意し、5市町村で差異のあるものは、合併時に統一し、差異のないものは、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
		2	在宅重度障害者等介護慰労手当支給事業については、県の要綱に準じ、合併時に統一する。	協定どおり合併時に実施
		3	身体障害者訪問入浴サービス事業については、合併後に統一する。	協定を前倒し合併時に実施 平成18年2月20日に奥州市訪問入浴に関する条例等関連例規を制定
		4	福祉タクシー等助成制度については、合併後に統一する。	協定どおり合併後に実施 福祉乗車券交付事業として平成18年4月1日より適用
		5	重度心身障害者医療費助成については、他の福祉医療との調整を図りながら合併時に統一する。	協定どおり合併時に実施
	24-11 高齢者福祉事業	1	高齢者福祉事業については、サービスの均一化や負担の公平に留意し、5市町村で差異のあるものは、合併時に統一し、差異のないものは、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
		2	敬老事業については、5市町村で実施内容が異なるため、段階的に統一する。	協定どおり合併後に実施 招待者年齢を平成25年度に統一、開催方法及び補助単価を平成26年度に統一
		3	高齢者生きがい活動支援事業については、胆沢町の例により段階的に調整する。	協定どおり合併時に実施 制度改正に伴い平成29年度末で廃止、総合事業等に移行

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等	
24-11 高齢者福祉事業 (続き)		4	食の自立支援事業の事業内容については、前沢町の例により段階的に調整する。	協定を前倒し合併時に実施 平成18年2月20日に奥州市食の自立支援サービス事業実施要綱を制定 平成29年4月1日より「奥州市配食見守りサービス事業」に再編	
		5	緊急通報システム事業については、水沢市及び江刺市の例により合併時に統一する。	協定どおり合併時に実施	
		6	在宅寝たきり老人等紙おむつ給付事業については、胆沢町の例を基本に合併時に統一する。	協定どおり合併時に実施	
		7	家族介護慰労金支給事業については、水沢市、江刺市及び前沢町の例により合併時に統一する。	協定どおり合併時に実施	
	24-12 児童福祉事業		1	児童福祉事業については、サービスの均一化や負担の公平に留意し、5市町村で差異のあるものは、合併時に統一し、差異のないものは、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
			2	公立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
			3	保育料については、年齢及び階層区分は国の基準を基本とし、徴収額は、前沢町、胆沢町及び衣川村の例を基本とし、平成19年度を目途に統一する。	協定を前倒し平成18年度に保育料を統一
4			私立保育所運営費補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成19年度を目途に統一する。	協定どおり合併時に実施 平成19年度2月21日「奥州市立私立保育所等運営費補助金交付要綱」を制定 子ども・子育て支援法により施設への運営経費が給付されることとなり、同補助制度は平成30年4月1日廃止	
5			保育料世帯内第3子以降の軽減については、胆沢町の例により合併時に統一する。	協定どおり合併時に実施 令和元年10月より3歳児以上の保育料無償化	

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
	24-12 児童福祉事業 (続き)	6	子育て支援事業等については、地域性に配慮しながら段階的に調整する。	協定どおり合併後に実施 児童センター、放課後児童対策事業を平成29年度より放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に統一 ファミリーサポートセンター事業を平成23年度から全市域を対象に実施 地域子育て支援センター事業は、平成21年度に全市域で実施
		7	延長保育事業等については、幼稚園との均衡を図りながら合併後に統一する。	協定どおり合併後に実施 施設毎に保護者や地域のニーズに対応する形で延長保育事業を実施
	24-13 その他福祉事業	1	その他福祉事業については、サービスの均一化や負担の公平に留意し、5市町村で差異のあるものは、合併時に統一し、差異のないものは、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
		2	乳幼児医療費助成、父子・母子家庭医療費助成等については、他の福祉医療との調整を図りながら合併時に統一する。	協定どおり合併時に実施
		3	社会福祉協議会補助金については、合併後、協議決定する。	協定どおり合併後に実施 旧市町村社会福祉協議会が平成18年4月1日合併し奥州市社会福祉協議会を設立 補助金を一本化
	24-14環境衛生事業	1	環境基本条例については、合併後速やかに制定する。	協定どおり合併後に実施 平成18年度「奥州市環境基本条例」制定
		2	環境基本計画及び一般廃棄物処理計画については、合併後速やかに策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、5市町村の計画を引き継ぎ、運用する。	協定どおり合併後に実施 平成20年度に「奥州市環境基本計画」を策定、平成21年度から8年間の計画期間とし、以降計画の見直しを実施

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
24-14環境衛生事業 (続き)		2		平成28年度に「奥州市一般廃棄物処理基本計画」を策定、6年間の計画期間とし、令和3年度に見直し予定
		3	一般廃棄物最終処分場（安定型）の管理運営については、水沢市の例により合併時に統一する。	協定どおり合併時に実施
		4	水沢市霊園の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
		5	一般廃棄物収集運搬委託、許可及び処分業許可については、水沢市の例により合併時に統一する。	協定どおり合併時に実施
		6	ごみの排出、収集運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、粗大ごみの収集運搬手数料については、前沢町の例により合併時に統一する。なお、有料指定袋制度については、合併時を目途に統一する。	協定どおり合併時に実施
		7	し尿及び浄化槽汚泥の収集並びに処分については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、手数料は、江刺市及び前沢町の例を基本に平成21年度を目途に統一する。	協定どおり合併時に実施 平成21年度から手数料統一
		8	斎事助成事業については、合併時に廃止する。	協定どおり合併時に廃止
		9	廃棄物不法投棄対策については、合併時に体制を整備し、不法投棄の防止に努める。	協定どおり合併時に実施 合併時に「奥州市廃棄物不法投棄監視員設置規則」を制定
		24-15 農林関係事業		1
(1) 農業経営基盤強化促進法に関する基本構想及び地域農業マスタープランについては、各市町村の計画を基に、地域特性に配慮しながら合併後に策定する。	協定どおり合併後に実施 基本構想を平成28年11月策定 地域農業マスタープランは平成24年度より各地域で策定に取り組み、当初は市内全域32地域で策定。その後随時見直しを行い、令和3年度は45地域のプランとなる見込み			

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
24-15 農林関係事業 (続き)		1	(2) 農業振興地域整備計画については、新市建設計画等の上位計画との整合性を図り、合併後に策定する。	協定どおり合併後に実施 平成20年度に旧市町村計画を統合し「奥州農業振興地域整備計画」を策定、平成23年度に見直し、以降5年毎に定期見直しを実施。併せて平成30年度より随時見直しを実施
			(3) 米生産調整対策事業については、良質米生産地帯である胆江地方の更なる生産拡大が図られるよう、各市町村の特性に配慮し、合併後に事業再編を図る。	協定どおり合併後に実施 合併後に岩手ふるさと農協管内では奥州市西部地域水田農業推進協議会を、岩手江刺農協管内では江刺水田農業推進協議会をそれぞれ設立し、農業者別生産目標を協議会ごとに設定し農業者へ提示 平成23年度に両協議会及び奥州市担い手育成総合支援協議会を統合、奥州市農業再生協議会を設立し、平成24年産米より、県から示される生産目標数量（現生産目安）を基に、認定方針作成者に生産目安を通知
			(4) 農林業振興助成制度については、地域特性を活かした産地づくりのため、合併後に調整する。	協定どおり合併後に実施 江刺金札米販売対策事業負担金、新稲作運動推進協議会負担金、産地づくり推進事業（果樹、花き、野菜、米穀等の各振興対策事業）、江刺りんごパワーアップ事業等各種振興事業へ引き継がれている。

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
	24-15 農林関係事業 (続き)	1	(5) 農業者融資資金融資事業については、合併後に統一する。ただし、合併前に貸付けされた資金に対する利子補給率等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併後に実施 平成18年2月20日「奥州市農業者融資基金条例」等関連例規を制定 水沢市農業者融資基金は「奥州市農業者融資基金条例」として全市適用としている。 新規就農者確保対策、農業者育成及び認定農業者経営支援については「農業者育成資金」に統合し運用しているほか、集落営農の運転資金については「集落営農支援資金」により支援 牛海綿状脳対策特別資金利子補給事業など、合併前から引き継いだその他の事業については、それぞれの償還完了をもって終了
(6) グリーンツーリズム推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、各市町村のグリーンツーリズム推進協議会は、従来の取り組みを尊重しつつ、合併後に統一する。			協定どおり合併時に実施 平成18年3月に前沢、胆沢、衣川の3地区を対象に「おうしゅうグリーンツーリズム協議会」を設置し、平成21年度より全市域に拡大	
(7) 畜産関係負担金については、国及び県の補助事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、市町村単独事業は、地域特性を活かした畜産振興のため、合併後に調整する。なお、公共牧野については、それぞれの地域の経緯、振興策等を踏まえつつ、合併後に調整する。			協定どおり合併時に実施 平成22年度に市単独の畜産振興事業を統一	
(8) 農業農村整備事業の継続事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業は、合併後に農業農村整備事業管理計画を策定し、計画的に実施する。			協定どおり合併時に実施 平成18年度より農業農村整備事業管理計画を策定、5年間の計画期間とし、以降毎年計画の見直しを実施	

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
24-15 農林関係事業 (続き)		1	(9) 市町村森林計画については、各市町村の計画を引き継ぎ、合併後の次期見直し時に策定する。	協定どおり合併時に実施 平成18年「奥州市森林整備計画」を策定、7年間の計画期間（次計画以降10年間）とし、以降計画の見直しを実施
			(10) 松くい虫防除事業については、各市町村の計画を新市に引き継ぎ、合併後の次期見直し時に策定する。	協定どおり合併時に実施 平成19年「奥州市松くい虫被害対策地区実施計画」を策定、5年間の計画期間とし、以降計画の見直しを実施
			(11) 水田農業に関することについては、国の米政策改革大綱により平成19年度の次期対策から統一する。それまでの間、産地づくり交付金は、各市町村地域水田農業ビジョン達成のため、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施 岩手ふるさと農協管内は、平成18年度に「奥州市西部地域水田農業推進協議会」を設置、平成24年4月に解散 岩手江刺農協管内は、合併前から設置されていた「江刺市水田農業推進協議会」を平成18年2月に「江刺水田農業推進協議会」に名称を改め、平成24年5月に解散 平成23年11月「奥州市農業再生協議会」設立 平成26年「奥州市農業再生協議会水田フル活用ビジョン」を策定（令和3年度からは「奥州市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン」に名称変更）

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
24-15 農林関係事業 (続き)		1	(12) 社団法人水沢農業公社、社団法人江刺市畜産公社及び財団法人胆沢農業振興公社については、施設は現行のとおり新市に引き継ぐ。農地保有合理化促進事業などのソフト事業は、合併後統一する方向で検討する。	協定どおり合併時に実施 農地保有合理化促進事業については、「岩手県農地保有合理化事業補助金交付要領」の廃止に伴い、農地中間管理事業等促進関連事業へ引継 「農地集積・集約化対策事業実施要綱」、「岩手県農地中間管理事業等促進関連実施要綱」及び「岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱」、「奥州市機構集積協力金交付要綱」に基づき、統一的に事業を実施
			(13) 特産品開発事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
			(14) 中山間地域等直接支払交付金については、次期対策が平成17年度から実施されることから、次期対策期間中は、各市町村の計画のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施 H17年4月第2期対策開始 H22年4月第3期対策開始 H27年4月第4期対策開始 R2年4月第5期対策開始
			(15) 農畜産物のブランドについては、合併後の農畜産物等の生産振興と販売戦略を強固にするため、各市町村において確立されているブランドを最大限に活用するとともに、新市にふさわしいブランドの確立に努める。	協定どおり合併時に実施 産地づくり推進事業、江刺りんごパワーアップ事業、地域ブランド推進事業等へ引き継ぎ、ブランドの生産体制強化等を図っている。
24-16 商工、観光関係事業		1	商工、観光関係事業については、5市町村のこれまでの経緯や地域特性を尊重しながら、次のとおり新市に引き継ぐことを基本とする。	
			(1) 観光イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、イベントへの関わり方や新たなイベント等の創設を検討する。	協定どおり合併時に実施 平成20年度「奥州市観光基本構想」、平成24年度「奥州市観光基本計画」を策定

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
	24-16 商工、観光関係事業（続き）	1	(2) 温泉保養施設の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、運営形態等について調整する。	協定どおり合併時に実施 平成23年度から観光施設等検討会議（庁内組織）にて運営形態等の協議、検討を実施
(3) 観光施設等の設備及び管理については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、運営形態等について検討する。			協定どおり合併時に実施 平成23年度から観光施設等検討会議（庁内組織）にて運営形態等の協議、検討を実施	
(4) 企業立地推進事業については、現行の制度を基本に合併時に統一する。 ただし、継続事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。			協定どおり合併時に実施	
(5) 商工会議所及び商工会補助制度については、合併後に調整する。			協定どおり合併後に実施 平成19年から20年にかけて、市内5商工団体(水沢商工会議所、江刺商工会議所、前沢商工会、胆沢商工会、衣川商工会)が統合を検討 平成21年4月に奥州商工会議所(水沢、江刺、胆沢、衣川)が設立(前沢商工会はそのまま) 【平成20年度までの補助制度】 ・水沢商工会議所事業補助金 ・江刺商工会議所運営補助金 ・前沢商工会運営補助金 ・胆沢商工会事業補助金 ・衣川商工会育成事業補助金 【平成21年度以降の補助制度】 ・奥州商工会議所事業補助金 ・前沢商工会運営補助金	

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
	24-16 商工、観光関係事業（続き）	1		※平成21年度のみ設立初年度の活動支援のため「奥州商工会議所設立事務整備事業補助金」を設置 平成27年度以降、両補助制度と「中小企業経営改善普及事業補助金」を統合し、「商工団体事業補助金」を設置
			(6) 中小企業融資制度及び利子補給制度については、水沢市の例を基本に合併時に統一する。ただし、従前の利子補給に係るものは、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
	24-17 建設関係事業	1	建設関係事業については、地域の実情や事業形態等に応じながら次のとおり調整する。	
			道路関係事業については、次のとおりとする。	
			(1) 市町村認定道路は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
			(2) 市道の認定基準は、合併時に新たに定める。	協定に遅れ合併後に実施 平成19年4月27日「奥州市道路管理規則」制定により認定基準を整備
			(3) 道路除雪事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、実施方法は地域性を考慮し、合併後に調整する。	協定どおり合併時に実施 平成19年度に出動基準、委託単価等統一
			公営住宅関係事業については、次のとおりとする。	
			(1) 公営住宅は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
			(2) 公営住宅の家賃の算定方法は、公営住宅法に基づき、合併後に決定する。	協定どおり合併後に実施 合併前の旧市町村で家賃算定に用いられる利便性係数の計算式等に差異があったため、係数設定にかかる考え方を整理・統一し、平成28年度の入居者から新基準として適用

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
24-17 建設関係事業 (続き)		2	(3) 老朽化に伴う改善、改修及び建替えの維持保全計画（ストック活用計画）は、住宅マスタープランとともに合併後策定する。	協定どおり合併後に実施 平成24年度「奥州市市営住宅保全計画（長寿命化計画）」を策定 平成25年度から令和6年度まで12年間の計画期間 平成29年度「奥州市住生活基本計画」を策定 平成30年度から令和9年度まで10年間の計画期間
		3	都市計画関係事業については、次のとおりとする。	
			(1) 都市計画区域は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
			(2) 地域地区、都市施設及び地区計画は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施 平成21年度「奥州市都市計画マスタープラン」を策定 平成17年を基準年次とし、平成22年から20年後の令和12年を目標年次とした計画
			(3) 土地区画整理事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
		24-18 上水道事業	1	上水道事業については、地域の実情や事業形態等に応じながら次のとおり調整する。
(1) 上水道事業及び簡易水道事業計画については、合併後に策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、5市町村の計画を引き継ぎ、運用する。	協定どおり合併後に実施 平成20年3月11日水道事業経営認可取得 【上水道事業】 平成19年度に「奥州市地域水道ビジョン」を策定 平成29年度に「奥州市水道事業ビジョン」を策定 平成30年度から「第2次奥州市水道事業中期経営計画」を実施			

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
24-18 上水道事業（続き）		1		【簡易水道事業】 段階的に上水道への統合を進め、平成30年4月1日に簡易水道事業の統合完了
			(2) 水道会計については、合併時に地方公営企業法適用事業の上水道事業会計及び地方公営企業法非適用事業の簡易水道事業会計をそれぞれ一会計に統一する。	協定どおり合併時に実施
			(3) 水道料金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成20年度を目途に口径別従量料金制で統一する。	協定どおり合併時に実施 平成20年7月1日から口径別従量料金制に統一 平成27年4月計量分より現行料金に改正
			(4) 手数料及び負担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道料金に併せて統一する。	協定どおり合併時に実施 手数料、負担金とも水道料金と合わせ平成20年7月1日から統一
			(5) 水道施設の維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
			下水道事業については、地域の実情や事業形態等に応じながら、次のとおり調整する。	
24-19 下水道事業		1	(1) 汚水処理に係る事業計画については、合併後に策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、5市町村の計画を引き継ぎ、運用する。	協定どおり合併後に実施 平成20年に「奥州市公共下水道全体計画」を策定 平成30年3月に第2次計画を策定

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
	24-19 下水道事業（続き）	1	(2) 公共下水道事業については、次のとおりとする。	
			①使用料及び受益者負担金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成20年度を目途に統一する。	協定どおり合併後に実施 使用料は平成21年6月より統一、 受益者負担金は平成23年4月より統一 使用料は平成22年度まで激変緩和措置を適用
			②受益者負担金に係る報奨金制度及び納期は、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者負担金の統一に併せて調整する。	協定どおり合併後に実施 受益者負担金統一と併せ平成23年4月に統一
			(3) 農業集落排水事業については、次のとおりとする。	
			①使用料は、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成20年度を目途に従量料金制を基本に統一する。	協定どおり合併後に実施 平成21年6月改正 使用料は平成22年度まで激変緩和措置を適用
			②分担金は、事業完了及び事業実施中の地区は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併後新たに事業着手する地区に係る分担金は、新市における統一基準により算定する。	協定どおり合併時に実施 統一基準として平成18年2月「奥州市農業集落排水事業分担金条例」を制定
			(4) 浄化槽使用料及び汚水処理施設（コミュニティプラント）使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成20年度を目途に統一する。	協定どおり合併後に実施 平成21年6月より使用料を統一 使用料について、浄化槽は平成22年度まで、汚水処理施設は平成24年度まで激変緩和措置を適用
			(5) 各種施設の維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
	(6) 排水設備改造資金に係る融資あっ旋及び利子補給制度については、合併時に統一する。ただし、合併前に貸付された資金に対する利子補給額等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施 平成18年2月「奥州市排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給金交付規則」を制定		

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
24-20 学校教育事業		1	教育基本計画については、合併後、速やかに策定する。	協定どおり合併後に実施 平成20年度「奥州市教育振興基本計画」策定 平成28年度第2次計画を策定
		2	小、中学校通学区域については、当面現行のとおりとし、必要に応じて合併後に調整する。	協定どおり合併時に実施 合併以降、以下のとおり学校再編を実施 ・平成26年4月に前沢地域内の7小学校を統合し「前沢小学校」を設置 ・平成29年4月に胆沢地域内の3中学校を統合し「胆沢中学校」を設置 ・平成31年4月に江刺地域の田原中学校を江刺第一中学校に統合
		3	学校、幼稚園等の整備については、5市町村の計画を尊重し行う。	協定どおり合併時に実施 令和2年度「奥州市学校再編計画」策定 平成29年度「奥州市立教育・保育施設再編計画」策定
		4	学校給食の運営については、合併後に調整する。	協定どおり合併後に実施 平成20年度に給食提供回数を統一
		5	学校給食費については、現行のとおりとし、平成20年度を目途に統一する。なお、経理方法は、公会計に統一する。	協定どおり合併後に実施 平成20年度に単価を統一、経理方法を公会計に統一
		6	幼稚園保育料については、現行のとおりとし、前沢町及び胆沢町の例を基本に、平成19年度を目途に統一する。なお、世帯内第3子以降の保育料軽減措置は、胆沢町の例により合併時に統一する。	協定を前倒し平成18年度に保育料を統一 第3子以降の保育料軽減措置は合併時に統一
		7	幼稚園就園奨励費補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、江刺市の例により平成19年度を目途に統一する。	協定どおり合併時に実施 平成19年度に幼稚園就園奨励費補助事業を統一

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
	24-20 学校教育事業 (続き)	8	幼稚園預かり事業については、私立幼稚園や保育園との均衡を図りながら、合併後に統一する。	協定どおり合併後に実施 施設毎に保護者や地域のニーズに対応する形で預かり事業を実施
		9	奨学金制度については、基金運用を基本とし、合併時に統一する。ただし、合併前の貸与に係るものは、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
		10	スクールバスの運行については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施
	24-21 文化振興事業	1	文化振興事業については、地域の発展、文化の向上及び文化財の保護活用を図るよう取り扱うものとする。	協定どおり合併時に実施
		2	文化会館、博物館、資料館、記念館等の文化施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理運営は、合併後に調整する。	協定どおり合併後に実施 文化会館及び資料館を平成18年度から段階的に指定管理 ※平成18年4月から市文化会館、ささらホール、平成20年4月から前沢ふれセン、胆沢文創（郷土資料館含む）を指定管理 武家住宅資料館は直営、衣川歴史ふれあい館は平成22年4月から指定管理 牛の博物館及び各記念館は直営
		3	文化施設の使用料については、当面現行のとおりとする。	協定どおり合併時に実施 ※令和3年4月から使用料を見直し（使用時間区分の統一、ほぼ一律10%増額）
		4	文化遺産については、新市の歴史を象徴する主要遺跡の保存、整備並びに活用を図るとともに、「平泉の文化遺産」世界遺産登録とあわせて新市の主要事業として推進する。	協定どおり事業を推進 【主な事業等】 世界遺産登録に向け主要遺跡の一部を平成18年度から公有地化 令和3年3月に「史跡柳之御所・平泉遺跡群 白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡整備基本計画」を策定

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
	24-21 文化振興事業 (続き)	4		平成21年から令和元年まで胆沢城跡整備 平成22年2月22日接待館遺跡が国指定史跡に指定
		5	文化会館自主事業については、当面現行のとおりとし、合併後に各施設の機能分担と補完関係を整理検討のうえ、統一的な運営を図る。	協定どおり合併後に実施 施設の規模や機能、地域特性などにより各設毎が主体的に事業を実施
	24-22 社会教育事業	1	公民館等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施 平成24年度に全ての公民館を廃止し地区センター化 公民館機能を地区センターに継承
		2	各種事業については、5市町村のそれぞれの特色を活かし、合併後に調整する。	協定どおり合併後に実施 平成23年度に設置した協働のまちづくり交付金制度等の活用により、地域の特性を活かした事業を実施
		3	図書館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理運営は、平成22年度を目途に合併後調整する。	協定どおり合併時に実施 管理運営について、平成20年度から開館時間を統一、平成23年2月に図書管理システム、貸出条件等も統一
	24-23 社会体育事業	1	スポーツ振興審議会については、合併後に設置する。	協定どおり合併後に設置 平成18年「奥州市スポーツ推進審議会条例」を制定、同年に「奥州市スポーツ推進審議会」を設置
		2	社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	協定どおり合併時に実施

番号	協定項目	枝番	協定内容	実施、適用状況等
	24-23 社会体育事業 (続き)	3	社会体育施設使用料については、当面現行のとおりとし、平成20年度を目途に調整する。	協定どおり合併時に実施 使用料の調整については平成24年度「奥州市スポーツ施設使用料減免規則」制定 令和3年度より使用料及び減免基準を見直し
		4	学校施設開放事業については、合併後に調整する。	協定どおり合併後に実施 平成18年度「奥州市小中学校施設の開放に関する規則」制定 令和2年度に学校開放事業を見直し従来規則を廃止、「奥州市学校施設の開放に関する条例」制定
		5	各種事業については、5市町村のそれぞれの特色を活かし、合併後に調整する。	協定どおり合併後に実施 事業の開催方法等を見直し、平成20年度から実施
25	新市建設計画について	1	新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。	協定どおり合併時に実施